

2024年度輸入卸売事業者と連携した日本産食品の新規市場開拓事業

【JAPAN PREMIUM FOOD】

キャンペーン期間：2024年10月上旬～ 2025年2月16日（日）

参加対象：小売店や飲食店に日本産食品を納入する輸入卸売事業者

事業ご案内資料

実施：日本貿易振興機構（JETRO）

運営事務局：mediator co., ltd.

※本事業は、日本政府の事業を独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所が実施するものです。

The JETRO logo, featuring the word 'JETRO' in a stylized, black, serif font.

2024年度 タイにおける日本産食品の販売活動支援3事業 【JAPAN PREMIUM FOOD】

※1事業者1事業のみのお申し込みとなります。

事業ロゴ	事業名	対象者	対象品目	概要
	タイにおける現地小売・飲食店等と連携した日本産食品のプロモーション業務（通称：サポーター店）	小売店・飲食店（お申し込みには、すでにサポーター店またはサポーター店の登録が必要）	日本産食品	チェンマイ・コーンケン両県及びその周辺の県のサポーター店の販売活動を支援する事業。
	輸入卸売事業者と連携した日本産食品の新規市場開拓事業（通称：日本産食品(水産物除く)）	輸入業者	日本産食品（水産物除く）	タイにおける日本産食品(水産物除く)を取り扱う事業者の販売活動を支援する事業。
	特定国による水産物等の輸入停止措置を受けた輸入卸売事業者と連携した日本産水産物の新規市場開拓事業（通称：水産物）	輸入業者	ホタテ等の日本産水産物	タイにおける日本産水産物を取り扱う事業者の販売活動を支援する事業。

目次

- P.3 事業の背景
- P.4 事業の全体像
- P.5 PRキャンペーンについて概要①
- P.8 PRイベントについて概要
- P.9 PRイベントについて事業の全体像（PRイベント事業の流れ）
- P.10 メディアカンファレンスについて
- P.11 申し込みの全体スケジュール
- P.12 申し込み案件
- P.13 申込方法・申し込みしたい事業PR企画のフォーム
- P.14 業務完了報告書のイメージ
- P.15 支出対象経費について
- P.15 支出対象経費不可なケースについて
- P.16 条件、支出書類、支出手順について
- P.17 提出スケジュールについて
- P.18 提出書類の全体像について
- P.19 経費精算書類について
- P.20 留意事項
- P.21 FAQ

事業の背景



タイ国内における輸入業者や飲食店、小売ブランドによるPR活動を展開し、日本産食品(水産物除く)の新規需要を創出し、輸出先の多様化を図るため。

事業の全体像

PR活動

PRキャンペーン

輸入業者が飲食店や小売店と協力して日本産食品(水産物除く)のキャンペーンを開催



PRイベント

輸入業者または飲食店や小売店と協力して日本産食品(水産物除く) キャンペーンを開催のイベントを開催



事務局が調整

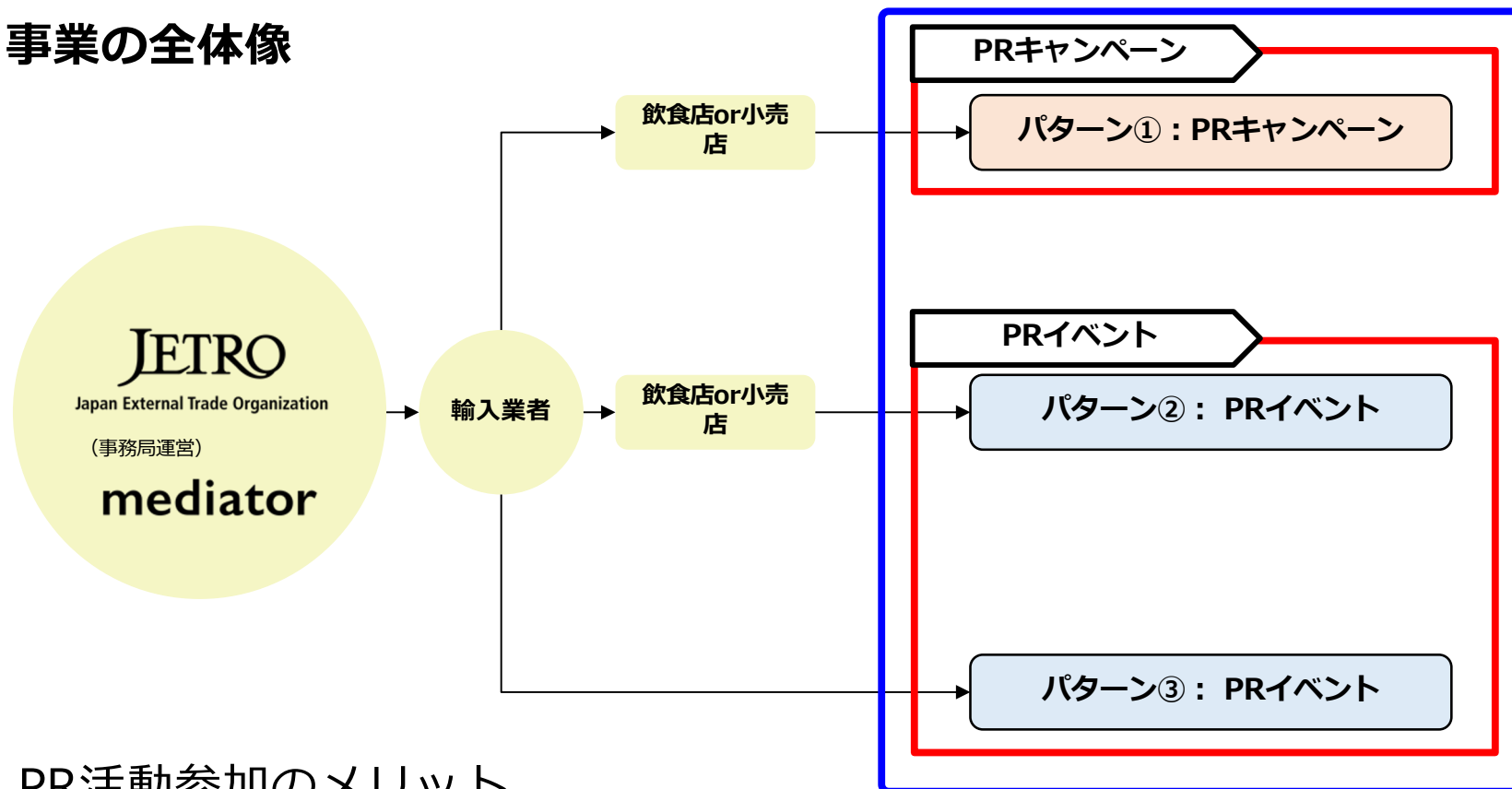
メディア カンファレンス

メディアカンファレンスには各メディアやインフルエンサー等を招待し、大々的に日本産食品(水産物除く)が注目されることを狙う。



※画像はイメージです。

事業の全体像



輸入業者様は青枠内からPRキャンペーンとPRイベントの両方を選択することは可能ですが、PRイベントについては1回限りです。

PR活動参加のメリット

01

PR費用を負担することなく
受注拡大

02

事務局が全面的に
PR活動をサポート

03

メディアカンファレンスによる
波及効果

概要①

【事業内容】

1. バンコク都以外の地方にも展開している飲食チェーン（日本食を含む）や小売ブランド
または
2. タイ料理・イタリアン・中華料理等の日本食以外の飲食チェーン におけるPRキャンペーンを展開する。

輸入業者（キャンペーン申込対象事業者）による、上記1.と2.の対象飲食店、小売りブランドにおけるPRキャンペーン（注）を通じて日本産食品の品質や魅力を各参加店のお客様に紹介して頂くとともに、飲食店や小売りブランドでの継続的な取り扱いに繋がっていきます。（注：日本産食品(水産物除く）を活用したメニュー・商品に関する店頭/店内広告、Facebook等のSNSへの投稿、インフルエンサーの活用など。）

【募集対象】

次の1または2について5店舗以上を巻き込んで日本産食品のPRキャンペーンを展開する輸入業者（※）。

1. バンコク都以外の地方にも展開している飲食チェーン（日本食を含む）や小売ブランド
2. タイ料理・イタリアン・中華料理等の日本食以外の飲食チェーン

※同一ブランドの飲食チェーンでなくとも、上記1または2に該当する飲食店や小売店を5店舗以上巻き込んでPRキャンペーンを展開する輸入業者も対象とする。

（注）1. について、バンコク都内の店舗のみで実施するのは不可。バンコク都の店舗を含めることは可能だが、その場合はバンコク都以外の店舗または2の店舗を必ず含めること。

なお、実施店舗に後述の「3. PRイベント」との重複がないよう留意すること。

概要②

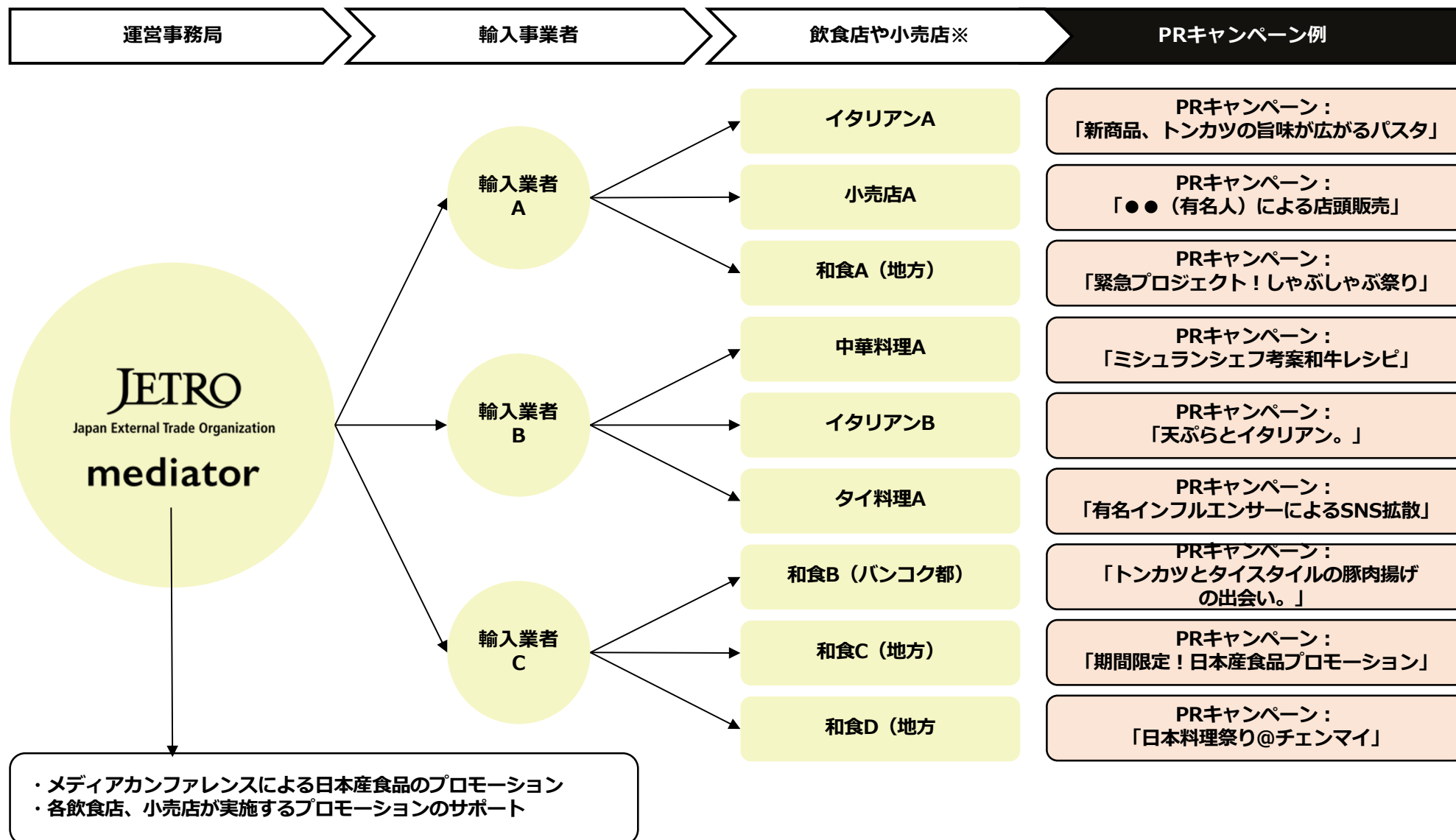
【予算上限】

・支出対象経費は、本PRキャンペーン実施に係る、日本産食品(水産物除く)を活用したメニュー・商品に関する店頭/店内広告(印刷費含む)、オンライン(SNSなど)広告、インフルエンサーの活用、社外の人件費、日本産食品の長期保存に必要な倉庫代等であって、支出の事実が確認できるものとする。また経費の精算先は、本PRキャンペーンの契約事業者となった輸入業者とする。ただし予算は、以下を上限とする。

- ・1輸入業者当たり、「25万バーツ+2.5万バーツ×参加飲食店・小売店数」もしくは「125万バーツ」のうち、少ない額。

輸入業者	基本費用	1店舗に 対する上限額	参加店舗数 (飲食店or小売店)	予算上限額
輸入業者A	250,000	25,000	40以上	1,250,000
輸入業者B	250,000	25,000	25	875,000
輸入業者C	250,000	25,000	10	500,000
輸入業者D	250,000	25,000	5	375,000

事業の全体像（PRキャンペーン事業の流れ）



概要

【目的・事業内容】

・小売店等において、日本産食品(水産物除く)の新たな需要創出・販売拡大につながるPRイベントを実施する。PRイベントには一般消費者だけではなく、飲食店関係者やシェフなど日本産食品の継続的な活用につながる者を招待する。

※実施店舗に前述の(1) PRキャンペーンとの重複がないよう留意すること。

【募集対象】

・小売店、飲食店もしくは小売店や飲食店に日本産食品(水産物除く)を納入する輸入業者。

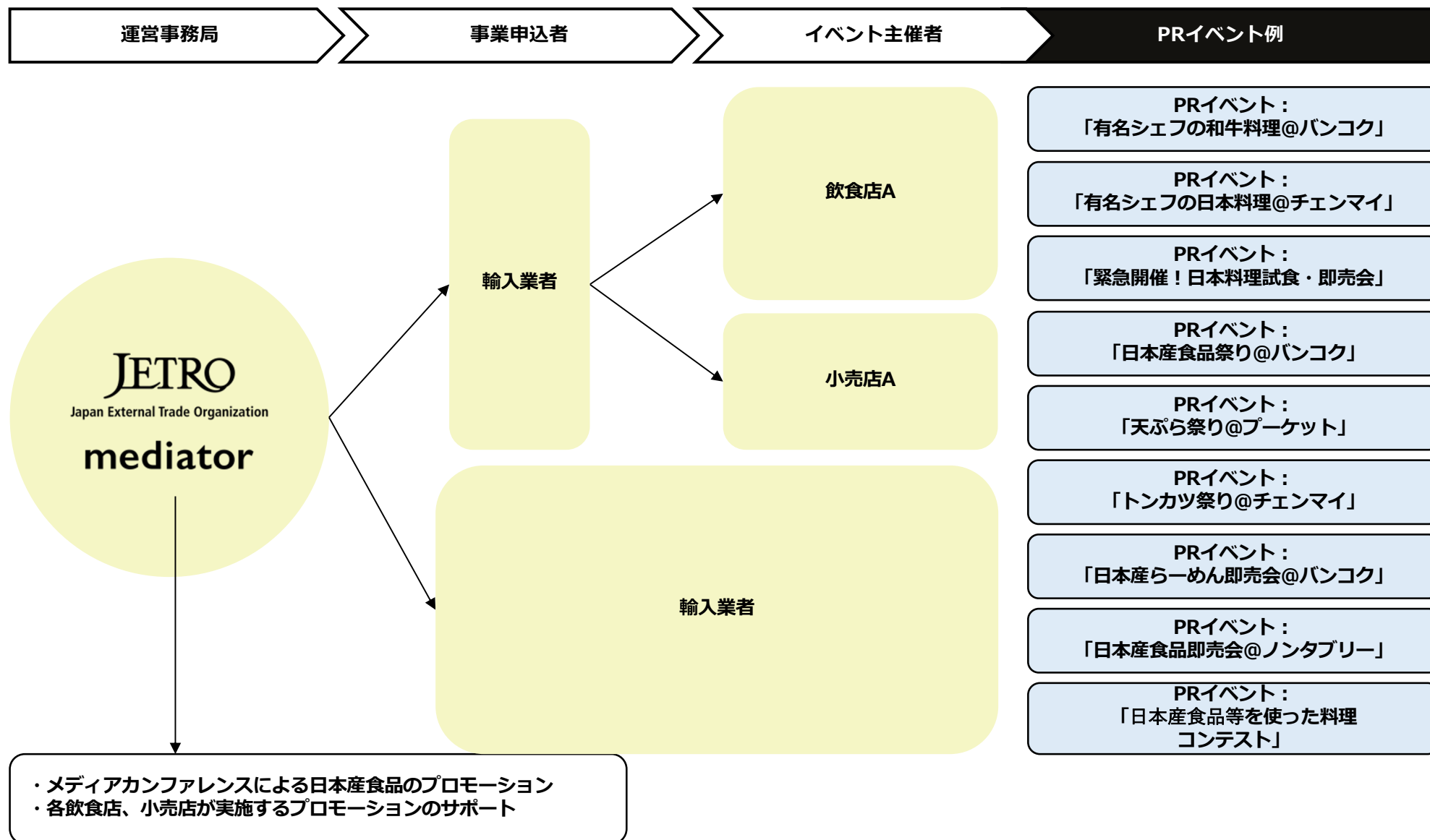
【予算上限】

・支出対象経費は、本PRイベント実施に係る、日本産食品を活用したメニュー・商品に関する店頭/店内広告(印刷費含む)、オンライン(SNSなど)広告、インフルエンサーの活用、社外の人件費、日本産食品の長期保存に必要な倉庫代等であって、支出の事実が確認できるものとする。

・また経費の精算先は、本PRイベントの契約事業者となった小売店、飲食店もしくは小売店や飲食店に日本産食品を納入する輸入業者とする。ただし予算は、以下を上限とする。

・1事業者当たり「1イベントで最大25万バーツまで」を予算上限とする。ただし、同一事業者がPRキャンペーンとPRイベントを両方実施する場合、最大125万バーツまでとする。

事業の全体像（PRイベント事業の流れ）



メディアカンファレンス

✓内容

- ・PRキャンペーン、PRイベントの周知をするためのメディアカンファレンス。
- ・日本政府高官、在タイ日本国大使、ジェトロバンコク事務所長、ジェトロ本部幹部などを主催者とする。
- ・輸入業者様のPRキャンペーンとPRイベントの取り組みについて大々的にアナウンスを行い、当キャンペーン全体の周知を図る。
- ・メディアカンファレンスには各メディアやインフルエンサー等を招待し、大々的に日本産食品が注目されることを狙う。

・出席者：

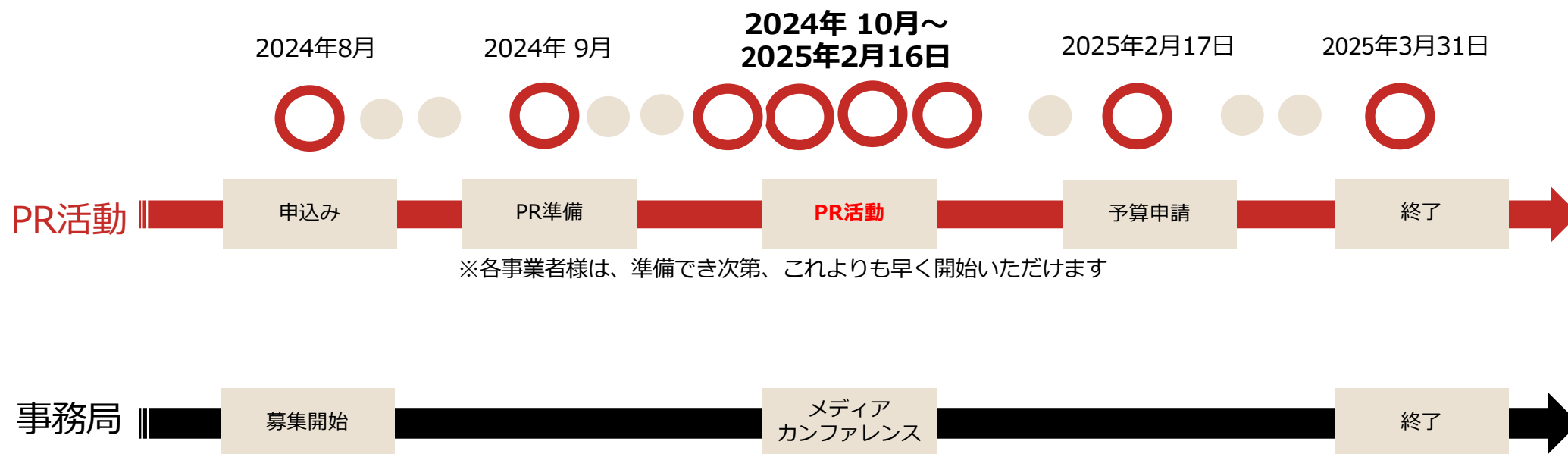
1. 主催者（日本政府高官、在タイ日本国大使、ジェトロバンコク事務所長、ジェトロ本部幹部）
2. 事業参画事業者・輸入業者・飲食店 など



※画像はイメージです。

申し込みについて

全体スケジュール



・申し込み締切：2024年9月16日（月）

ジェトロバンコクウェブサイト申し込みし、輸入業者様専用フォームと事業PR企画のフォーム共に運営事務局に提出する。

※ 予算の範囲内で先着順。※参加条件に合致していることが確認できたところから、随時事業を開始。

申請額が予算額の上限に達した時点で、受付終了。

※ 締切日までに、申請額が予算額の上限に達しない場合は、締切日を延長する場合がある。

2024年度在タイ輸入卸売事業者と連携した日本産食品の新規市場開拓事業

・申し込み締切：2024年9月16日（月）

ジェトロバンコクウェブサイト申し込み、輸入業者様専用フォームと事業PR企画のフォーム共に運営事務局に提出する。

1. PRキャンペーンについてバンコク都以外の地方にも展開している飲食チェーン（日本食を含む）や小売ブランド
 - 1.1 タイ料理・イタリアン・中華料理等の日本食以外の飲食チェーン におけるPRキャンペーンを展開する。
 - 1.2 日本食のみがある場合、バンコク以外最低1店舗を巻き込むことが必要。
 - 1.3 小売店を招待する場合、日本産食品(水産物除く)は10種類以上販売していることが必要。
2. PRイベントについて小売店等において、日本産食品の新たな需要創出・販売拡大につながるPRイベントを実施する。PRイベントには一般消費者だけではなく、飲食店関係者やシェフなど日本産食品(水産物除く)の継続的な活用につながる者を招待する
3. 申込書とPR計画と共に提出すること。
4. PR詳細について使用・渡航する前に運営事務局を確認することが必要です。
5. 参加日本産食品の購入額について**前年同期比1.1倍以上**になること。（キャンペーン期間中のみ：2024年10月～2025年2月16日まで。）
前年同期比が1.1倍に至らない場合、支出対象経費の金額について変更となる可能性がございます。

申込方法

- ジェトロバンコクウェブサイトに入業者様専用フォームに記入してください。
- 申込書とPR活動計画と共に運営事務局に提出する。
- 協力企業がいる場合、事業の申請者である輸入業者において、協力企業の報告書と経費精算書類の取りまとめが必要です。



申込みしたい事業PR企画のフォーム

ご自身の該当するフォームをご確認ください。

1. PRキャンペーンについて輸入業者が飲食店と連携する場合、

フォーム：PR Campaign : [\(JP\)01_NSF\(1\)Campaign_WithImporter_Res_Plan](#)

2. PRキャンペーンについて輸入業者が小売店と連携する場合、

フォーム：PR Campaign : [\(JP\)02_NSF\(1\)Campaign_WithImporter_Ret_Plan](#)

3. PRイベントについて輸入業者が飲食店と連携する場合、

フォーム：PR Event : [\(JP\)03_NSF\(2\)Event_WithImporter_Res_Plan](#)

4. PRイベントについて輸入業者が小売店と連携する場合、

フォーム：PR Event : [\(JP\)04_NSF\(2\)Event_WithImporter_Ret_Plan](#)

5. PRキャンペーンについて輸入業者がイベントを開催する場合、

フォーム：PR Event : [\(JP\)05_NSF\(2\)Event_Importer_Plan](#)

注意点

- ・協力企業の報告書は、協力企業1社ごとで作成（1店舗ごとや1輸入業者ごとではないので注意）
- ・インフルエンサー派遣などのオンライン施策は、関連写真に加えて、投稿URLも併せて添付する

(1) PR Campaign : 02_แบบฟอร์มแผน PR สำหรับร้านอาหาร (เข้าร่วมกับผู้นำเข้า) Campaign

ข้อมูลพื้นฐาน

0	ชื่อบริษัทผู้นำเข้าเข้าร่วมโครงการ (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
1	ชื่อบริษัท (ร้านค้าเข้าร่วม) (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
2	ชื่อแบรนด์ที่เข้าร่วม (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
3	รายได้รวมของร้านค้าที่เข้าร่วม (2023)		*ต้องกรอก
4	ข้อมูลการติดต่อกับเว็บไซต์ของ (1)		
4.1	ชื่อ-นามสกุล (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
4.2	ชื่อ-นามสกุล (ภาษาไทย)		*ต้องกรอก
4.3	ตำแหน่ง (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
4.4	โทรศัพท์มือถือ		
4.4	*หมายเลขการโทร : 081-234-5678		*ต้องกรอก
4.5	E-mail		*ต้องกรอก
4.6	LINE ID		
5	ข้อมูลการติดต่อกับเว็บไซต์ของ (2)		
5.1	ชื่อ-นามสกุล (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
5.2	ชื่อ-นามสกุล (ภาษาไทย)		*ต้องกรอก
5.3	ตำแหน่ง (ภาษาอังกฤษ)		*ต้องกรอก
5.4	โทรศัพท์มือถือ		
5.4	*หมายเลขการโทร : 081-234-5678		*ต้องกรอก
5.5	E-mail		
5.6	LINE ID		

รายละเอียดแผน PR

PR Campaign

> แบบที่ / ร้านที่จัดทำ PR Campaign และจำนวนสาขา

ลำดับ	ชื่อแบรนด์ / ชื่อร้าน	ประเภทร้านอาหาร	จำนวนสาขา : ในกรุงเทพฯ	จำนวนสาขา : จังหวัดอื่น	รวม
1		อื่นๆ			
2					
3					
			รวมจำนวนสาขาทั้งหมด		

✓ จำนวนสาขาที่เข้าร่วมโครงการ ต้องมีจำนวนสาขาในจังหวัดกรุงเทพมหานคร หรือ จำนวนสาขาที่เข้าร่วมโครงการต้องไม่น้อยกว่าจำนวนสาขาทั้งหมด

> รายละเอียดแผนเว็บไซต์ PR

ลำดับ	ชื่อการโปรโมท PR	*ต้องกรอกกรณี "อื่นๆ" ไม่ชัดเจน	*ต้องกรอก
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
			รวมประเภทการโปรโมท PR

✓ หากเจ้าหน้าชื่อนี้ "ไม่สามารถ" นำจำนวนผลการโปรโมทไปใช้กับงานได้ (เช่นประเภทการโปรโมทได้จะต้องเป็นรายชื่อไปรษณีย์ที่ทางร้าน)

✓ ในกรณีที่ไม่มีแผนโครงการ ทางร้านต้องแนบหลักฐานด้วย

業務完了報告書のイメージ

ご自身の該当するフォームを確認ください。

輸入業者の皆様は、以下のフォームを運営事務局にご提出ください。

フォーム：PR Event：(JP)10_NSF_PR輸入業者向け業務完了報告書

なお、協力企業がいる場合は、以下1～4のいずれかに該当するフォームで、

協力企業の報告書を取りまとめの上、「(JP)10_NSF_PR輸入業者向け業務完了報告書」

ご提出ください。

1. PRキャンペーンについてご輸入業者が飲食店と連携する場合、

フォーム：PR Campaign：(JP)06_(1)NSF_PRキャンペーン_輸入業者と飲食店報告書

2. PRキャンペーンについて輸入業者が小売店と連携する場合、

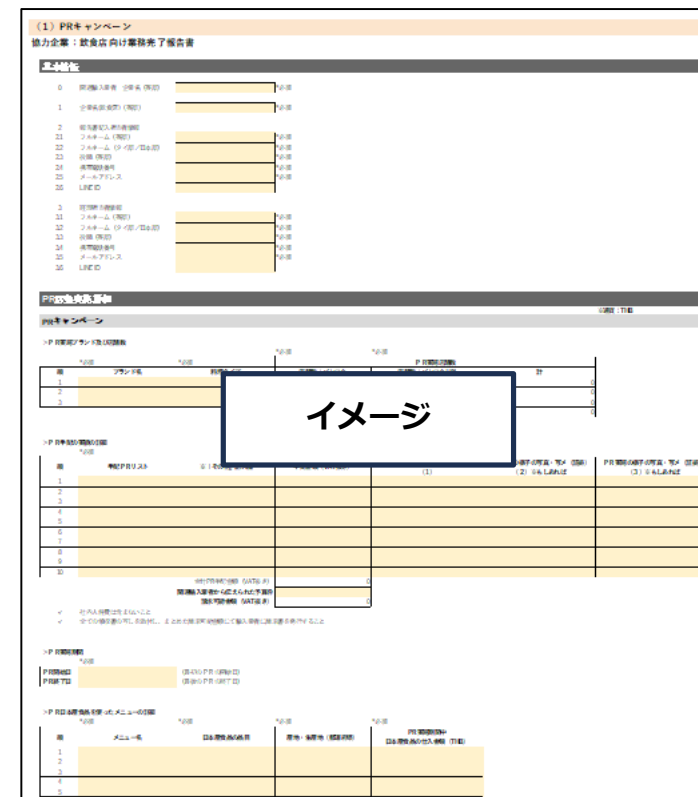
フォーム：PR Campaign：(JP)07_(1)NSF_PRキャンペーン_輸入業者と小売店報告書

3. PRイベントについて輸入業者が飲食店と連携する場合、

フォーム：PR Event：(JP)08_(2)NSF_PRイベント_輸入業者と飲食店報告書

4. PRイベントについて輸入業者が小売店と連携する場合、

フォーム：PR Event：(JP)09_(2)NSF_PRイベント_輸入業者と小売店報告書



The image shows a screenshot of a web-based report form titled "(1) PRキャンペーン" (PR Campaign). The form is for "協力企業：飲食店向け業務完了報告書" (Collaboration Company: Business Completion Report for Restaurants). It contains several sections with tables for data entry, including a table for "PRイベント実施状況" (PR Event Implementation Status) and a table for "PRイベント実施内容" (PR Event Implementation Content). A large blue box with the word "イメージ" (Image) is overlaid on the form, indicating where to place a representative image.

注意点

- ・協力企業の報告書は、協力企業1社ごとで作成（1店舗ごとや1輸入業者ごとではないので注意）
- ・インフルエンサー派遣などのオンライン施策は、関連写真に加えて、投稿URLも併せて添付する

支出対象経費について



1. PRキャンペーン

支出対象経費は、本PRキャンペーン実施に係る、日本産食品を活用したメニュー・商品に関する店頭/店内広告（印刷費含む）、オンライン（SNSなど）広告、インフルエンサーの活用、社外の人件費、日本産食品の長期保存に必要な倉庫代等であって、支出の事実が確認できるものとする。また経費の精算先は、本PRキャンペーンの契約事業者となった輸入業者とする。ただし予算は、以下を上限とする。

1輸入業者当たり、「25万パーツ+2.5万パーツ×参加飲食店・小売店数」もしくは「125万パーツ」のうち、少ない額。

2. PRイベント

支出対象経費は、本PRイベント実施に係る、日本産食品を活用したメニュー・商品に関する店頭/店内広告（印刷費含む）、オンライン（SNSなど）広告、インフルエンサーの活用、社外の人件費、日本産食品の長期保存に必要な倉庫代等であって、支出の事実が確認できるものとする。

・また経費の精算先は、本PRイベントの契約事業者となった小売店、飲食店もしくは小売店や飲食店に日本産食品を納入する輸入業者とする。ただし予算は、以下を上限とする。

・1事業者当たり「1イベントで最大25万パーツまで」を予算上限とする。ただし、同一事業者がPRキャンペーンとPRイベントを両方実施する場合、最大125万パーツまでとする。

留意事項

・予算の上限額の中で、以下の項目が支出対象経費となる。支出の事実が確認できる必要がある。

- i. 人件費（自社分は不可）
- ii. 謝金
- iii. 補助要員費
- iv. 旅費
- v. 需用費（消耗品、通信運搬費、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、文献・資料等購入費、弁護士相談料、試食や料理デモ等で使用する食材等費、輸送・通関費、ウェブサイト等構築費、広告宣伝費、会場借上費、車両借上費、域内交通費、接茶費、送金手数料等の雑費、外国出張時の海外旅行保険等）
- vi. 委託費（調査等含む）
- vii. 賃借料及び使用料
- viii. その他必要な経費

支出対象経費不可なケースについて

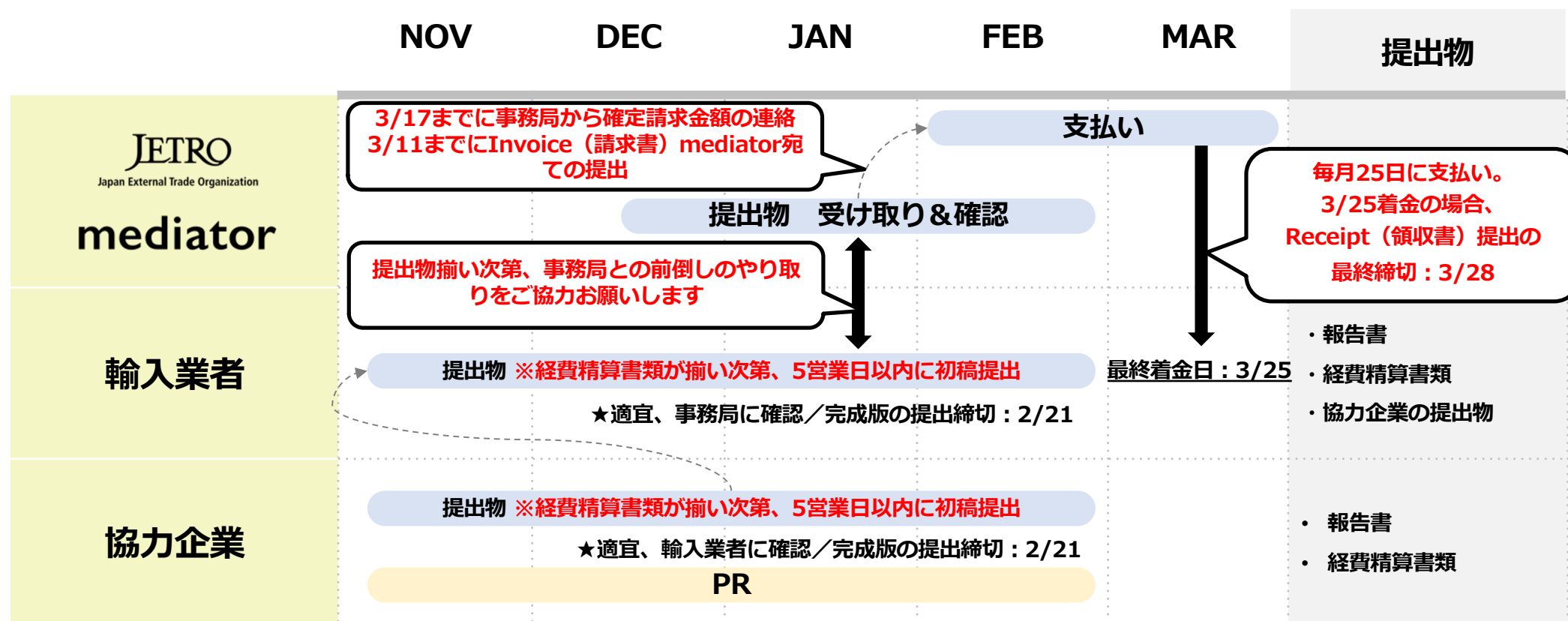
- ・事業費を値引き・割引の原資（割引クーポンの発行原資等）として用いることは厳禁とし、値引き・割引の原資としたことが確認できた場合には当該事業者への精算は行わないこととする。
- ・（１）PRキャンペーン、（２）PRイベントの実施に当たっては、同一のPRキャンペーン、PRイベントに対して同じ飲食店や小売店に二重の支出が行われないようにすること。
- ・（１）PRキャンペーン、（２）PRイベントの実施に当たっては、PR経費の対象となる実施内容を同一にすることはできない。
- ・同一の輸入事業が（１）PRキャンペーン、（２）PRイベントの両方を実施する場合は、（１）と（２）の合計の予算上限を1輸入業者当たり125万バーツまでとする。

条件、支出書類、支出手順について

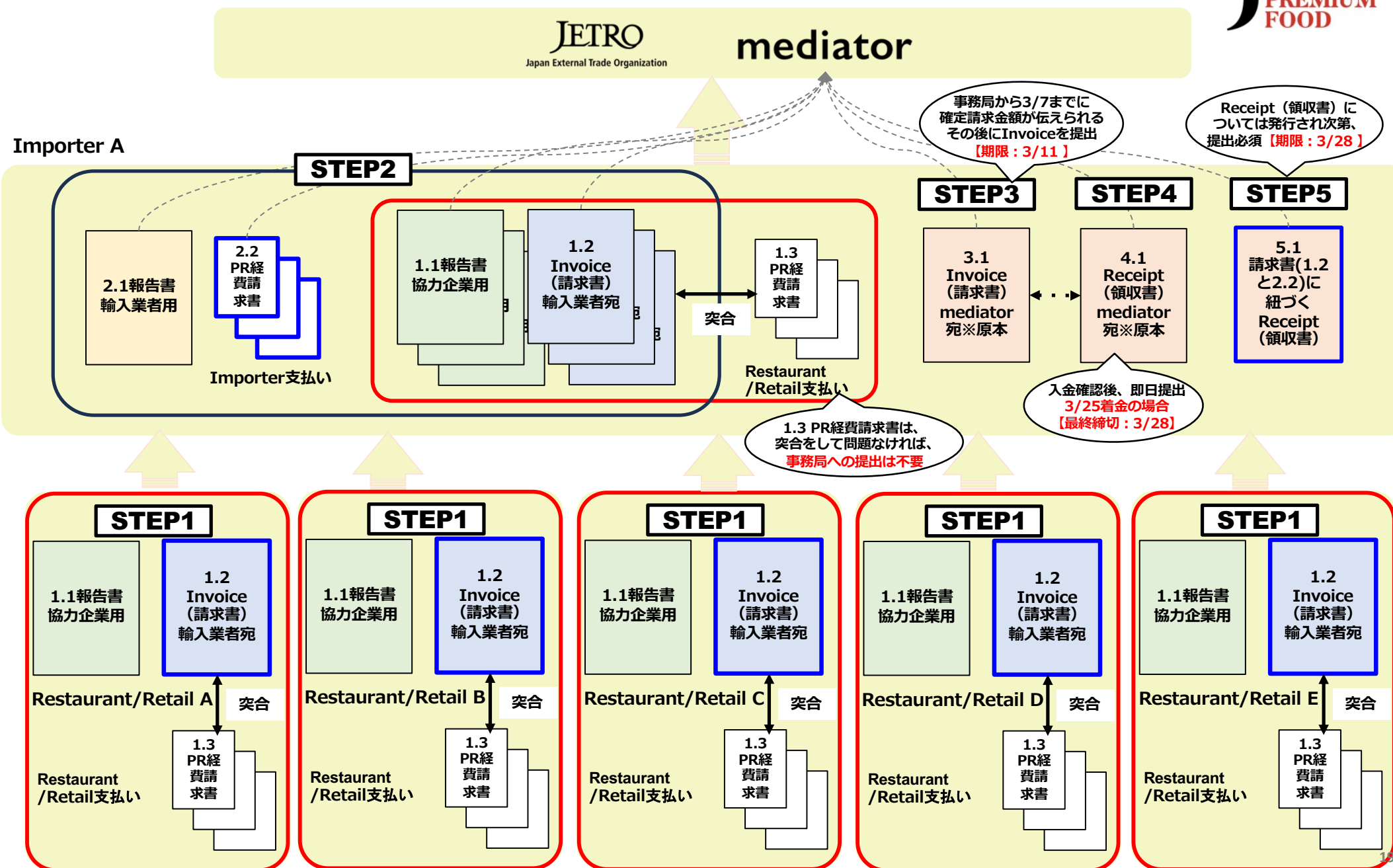


- ・申込者は、支出対象経費となりうるPR活動に係るすべての提出書類（協力企業となる飲食店や小売店の提出書類含む）を取りまとめた上で、運営事務局に提出する必要がある。
- ・日本産食品のためのPRキャンペーンとPRイベントに係る費用が支出対象となり、日本産食品のPRキャンペーンとPRイベントに関係のない費用は支出対象としない。
- ・支出対象経費予算に該当するか不明点などがある場合、実施する前に必ず運営事務局までにご相談すること。
- ・申込者と協力企業となる飲食店または小売店との間に発生した問題は、当事者間で解決することとし運営事務局は関与しない。また、申込者が協力企業となる飲食店または小売店に対して損害を賠償する場合、当該損害は支出対象としない。
- ・アルコールに関連する費用は予算の対象外となる。ただし、日本産食品等とのペアリングとしてアルコール飲料を取り扱うことは可能である。その場合、タイのアルコール飲料規制法に従い、アルコール飲料そのものの宣伝広告とならないよう留意すること。法律に違反した場合、キャンペーン参加者が全ての責任を負うこととする。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況、その他社会情勢の変化に伴う規制の状況に柔軟に対応できるものとする。
- ・申込者が契約に違反した場合、運営事務局からPRキャンペーンとPRイベントの支出ができない。PR経費を支出した後に契約違反が発覚した場合、申込者は運営事務局にすぐ返金する必要がある。その他、申込者が不正に事業を進めた場合、運営事務局は申込者に対し、金銭の返還、損害賠償の請求およびその他適切な法的措置を講じることができる。

本事業における経費精算書類関連の提出スケジュールについて



提出書類の全体像について



経費精算書類について

✓経費精算書類として、Invoice（請求書）とReceipt（領収書）を3/11までに提出

・協力企業がいる場合は、協力企業の「Invoice（請求書）輸入業者宛」とそれに紐づく「Receipt（領収書）」も取りまとめの上、事務局に提出する

・Receipt（領収書）の提出が3/11から遅れる場合は、事前に事務局に提出期日を伝える

MEDIATOR CO.,LTD. (Head Office) Major Tower Thonglor Fl.10 141 Soi Thonglor 10, Sukhumvit Road, Klongtan-Nua, Wattana, Bangkok, 10110 Tel: +66-2-392-3288 Fax: +66-2-392-3287 E-mail: info@mediator.co.th TAX Serial No. 010-5552-0542-28				TAX INVOICE / RECEIPT No. RE2000133 Date: 2020.03.10	
ATTN: ABC Co., Ltd. ●●● Bangkok, 10110					
Item	Description	QTY	UNIT	LINE Price	THB タイバーツ Amount
1		2	man/day	12,000.00	24,000.00
イメージ					
Sub Total:					24,000.00
VAT 7%:					1,680.00
Grand Total:					25,680.00
☐ By Cash ☐ By Transfer ☐ By Cheque Bank: No.: Date:					
Packed			Authorized Signature		
----- (FOR SIGNATURE)			----- (FOR SIGNATURE)		

※画像はイメージです。

FAQ

Q. 本事業のVATやWithholding TAX の扱いはどうか？

A. 『100THB（VAT抜き）』の金額を扱う場合、以下の通りとなります。

- ・承認予算&業務完了報告書：100THB（VAT抜き、Withholding TAX込み）
- ・Invoice（請求書）、Receipt（領収書）：107THB（VAT込み、Withholding TAX込み）
- ・事務局から輸入業者への振込金額：104THB（VAT込み、Withholding TAX抜き）

※VAT→7%、Withholding TAX→3%で計算

Q. 事務局（mediator）宛てのINVOICEの請求項目名や数量、VATの扱いはどうすればよいか？

A. 請求項目名：「Japan Premium Food (Seafood) PR Support Fee」
数量：「1 set」
請求金額：「事務局が合意した請求金額+VAT（7%）」をご入力ください。

Q. 協力企業等との打ち合わせ等を実施するために交通費が発生した。交通費は事業の支出対象経費になるか。

A. 交通費や車両借上費については、PR活動に必要と説明できるものであれば、支出対象経費となります。Invoice（請求書）とReceipt（領収書）をご提出ください。

Q. 支出対象となる経費は、事業参加の承認が下りてから発生した経費か。承認前に発生した経費は請求できるか。

A. 請求対象は、事業参加の承認日（＝計画書の承認日）以降に発生した経費です。承認日より前に発生した経費に遡っての適用は出来ません。

Q. 計画書に記載した予定費用を上回る額を請求できるか。

A. 原則として計画書に記載した予定費用までが請求できます。ただしやむを得ない事情がある場合には、個別に事務局までご相談ください。予算に残りがある場合に限り、増額の可否を判断します。

キャンペーンお申込みは こちらからアクセス

輸入業者様専用フォーム



アクセスリンクはこちらから

※ご参加お申込み〆切：2024年9月16日（金）

（予算に限りがあるため、お申込み者様多数の場合は、先着順となります）



連絡先

全体運営 mediator co., ltd.
E-mail japanpremiumfood@mediator.co.th
Tel 02-392-3288

TH/JP/EN:

Ms. Chanya Luesakulkitpaisan
(Mobile: 083-330-6962)

TH:

Mr. Pakin Oooipok
(Mobile: 093-583-1788)

※本キャンペーンは、日本政府の事業実施主体であるジェトロが、MEDIATOR CO., LTD. (株式会社メディエーター) に事務局運営業務を委託しています。

キャンペーンお申込み

輸入業者様専用フォーム



JETRO

Japan External Trade Organization